

資格更新費用を協会が負担する制度のご案内

2005年度から始めた京都府協会独自の制度をご案内いたします。

標記制度は、京都府協会が指定する大会で審判業務に専念（これを「大会参加制度」による実働と呼称します）いただいた方で、その実働実績が規定日（回）数を上回った方の公認審判員資格更新費用を、京都府協会が負担する制度です。

更新費用の京都府協会負担制度を利用ご希望の方は、以下の記載をご確認いただくとともに、別項の「大会参加制度」の詳細案内に基づき、「大会参加制度」の書式（連絡票）に必要事項をご記入の上、期日までにお申し込み下さい。

1. 対象者

京都府バドミントン協会所属の公認審判員（毎年の会員登録を完了した方）

2. 対象試合

①国体予選 ②京都府総合個人 ③若葉カップ ④その他

（年度ごとの具体的な対象試合は、別項の「大会参加制度」の詳細案内を参照して下さい。）

3. 規定回数

下記の実働実績があった場合、更新費用を京都府協会が負担します。

3級：更新年度を含む3年間で 5日（回）以上の実働

2級：更新年度を含む3年間で 7日（回）以上の実働

1級：更新年度を含む5年間で15日（回）以上の実働

4. 手続き

（1）実働実績は審判委員会が記録いたします。

（2）更新時はまず、全ての方に更新費用を振り込んでいただき、3年間（1級は5年間）の実働実績が規定回数に達している方には、後日返金させていただきます（振込先をお伺いすることがあります）。

以上